

岐 阜 県 公 報

目 次

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税 務 課)

ページ

規 則

号外 (二) 平成二十年十月二十八日

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十八号の二

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第七十七条の二第一項第二号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改め、同項第七号中「として民法第三十四条の規定により設立された法人」を「とする公益社団法人又は公益財団法人」に改める。

第八十五条の二第一項中「社団法人岐阜県自動車会議所飛騨事務所」を「社団法人岐阜県自動車会議所(昭和二十六年十二月二十一日に社団法人岐阜県自動車会議所という名称で設立された法人をいう。次項において同じ。)の飛騨事務所」に改める。

第九十一条の二第一号中「財団法人日本ゴルフ協会」の下に「昭和六十二年十月一日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。」を加える。

附則に次の一条を加える。

(旧民法第三十四条の法人から移行した法人に係る特例)

第六条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号。以下この条において「整備法」という。)第四十条第一項の規定により

存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第百六条第一項（整備法第百二十一條第一項において読み替へて準用する場合を含む。）の登記をしていないもの（整備法第三十一條第一項の規定により整備法第四十五條の認可を取り消されたものを除く。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第六十條第一項第一号並びに第七十七條の二第一項、第二号及び第七号の規定を適用する。

第五十六号の九「株式会社第一号中「財団法人日本自動車査定協会」を「財団法人日本自動車査定協会（昭和41年6月1日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立された法人をいう。）」と改める。

事業者の名称	タイムス
財団法人日本データ通信協会が記録事項が変更されていないこと確認できる。 課税期間中の任意の期間を指定し、	

タイムスの種類等
 定する業務に係るタイムスタンプである。
 について県税関係書類の保存期間を通じて一括して検証することができる。

事業者の名称	財団法人日通信協会とい係るタイム記録事項が確認できる。 課税期間中
--------	--------------------------------------

タイムスタンプの種類等
 本データ通信協会（昭和48年12月10日に財団法人日本データ名称で設立された法人をいう。以下同じ。）が認定する業務にタイムスタンプである。
 変更されていないことについて県税関係書類の保存期間を通じての任意の期間を指定し、一括して検証することができる。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

平成二十年十月二十八日印刷
 平成二十年十月二十八日発行

発行所 岐阜市鞍田南二丁目一番一
 岐阜県岐阜市

印刷所 岐阜市三輪ふりんとびあ十三
 岐阜県岐阜市三輪ふりんとびあ十三
 定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む。）